

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 3
2019・4・29

1 ドイツと日本が研究で密接な共同活動 (2019・4・26)

ー作物・家畜そして持続性に焦点を当てた研究企画ー

ドイツと日本は、農業分野における研究について、今後密接な共同活動を行う。両国の農業省代表が、2019年4月に共同計画声明に署名した。この声明への署名でもって、農業科学の責任者の会合の際に、ドイツ連邦食料・農業省(BMEL)と日本の農林水産省(MAFF)が共同活動の実施を決定した。

既に2018年にスタートしている作物分野での共同財政支援のプロジェクト奨励の後、今後は作物の育種、持続的な家畜飼育等を重点に、より深化した共同活動を決定した。共同プロジェクトと並んで、これの実行のさらなる手段、つまり科学者の交流等を行う。

ドイツー日本の共同活動

日本はドイツの重要なパートナーである。そのため、BMELは多面的な分野で、そして日本と密接に対をなす相互レベルでの共同活動を推進する。この共同活動から双方が利益を得ることとなる。2018年にドイツと日本が相互の研究提携のもとに、共同で財政支援する研究プロジェクト奨励の形態で、作物保護の分野においてスタートした。

2019年4月の農業科学者代表会議の際に、研究活動のための共同企画声明に署名され、相互研究協力が決定された。それによって共同プロジェクトの奨励、科学者の交流、研究情報の交換、共同での開催行事と拡大された。国際分野においても、両省の結束を探っている。ドイツ連邦食料・農業省は、日本の2019年G-20議長職を支援する。ドイツー日本の経済関係は、2019年2月1日にEU同盟とその加盟国との間で自由貿易協定が発効した。そのことによって、EUと日本との連携が強化された。この協定の中で今後、日本の産品がドイツのスーパーの商品棚により多く出現し、そしてドイツの産品がより多く日本に輸出されることとなる。

2 食べない料理の持ち帰りに際しての情報 (2019・4・17)

一連邦閣議で決定した国内戦略推進のために一

我々の食料の価値評価の強化は、連邦食料・農業大臣クレクナーの大きな関心事である。彼女は2月に食料の投げ捨て減少のために、連邦閣議に国内戦略を提起し決定した。最初に価値創造チェーンの全ての参加者が、食料の投げ捨てる具体的な減少目標に合意し、そして対策を推進するために義務を負っている。これは決定的な歩みである。その目標は食料の投げ捨てるを、2030年までに半減化することである。

このために効果的な対策は、レストランまたはビュッフェから、食べない料理を持ち帰ることである。そうは言ってもここでは、しばしば不確かである。今まさに復活祭の時期のために、市民から多くの問いが出されている。そして残念ながら食べ残しが、頻繁に生じている。料理の持ち帰りの可能性を、法的な視点からのヒントでもって、十分汲み尽くしていない。そのため、連邦食料・農業省 (BMEL) が、必要な情報提供を行う。

レストランから食べない料理の持ち帰り：

基本的にお客の所有物である料理の持ち帰りを妨げる法的な規定はない。だがしかし、若干のレストランは、持ち帰りの結果フードチェーンを順守できず、そして料理が腐敗した場合の責任リスクを感じている。だが、この懸念は根拠の無いことである。持ち帰るための料理の残りは、すでにお客の所有物である。同時にその料理の品質と保持の責任は、お客に移行する。お客が料理を正しく保存しない場合、この誤った行動はお客の責任分野にある。

ビュッフェからの料理の持ち帰り：

ビュッフェからの料理の持ち帰りも、基本的に同じである。ビュッフェに注文し、そして支払った人は、残りを家に持ち帰ることができる。勿論、このことは個々において契約成立に左右される。幾つかのレストランでは、お客が料理を持ち帰る前にレストランの責任除外を、文書で確認している。他方、ビュッフェから社会的な施設への食料の配送がみられる (食料の衛生のための規則順守を含めて)。

それ故に、安全でそして飲食にふさわしい食料のみが、引き渡し得る。

既にビュッフェにあった食料については、もはや保証されない。そのため、社会的施設への配送からこの食料は除外される。適切なプランと組織体によって、この分野における食料の投げ捨てるが削減される。

3 イギリスの EU 離脱ードイツ農業への影響：質問と回答（2019・4・8）

（1）物資の流通で何に注意すべきか？

イギリスの合意無き EU 離脱に際して離脱の時点から産物の流通は、関税手続きとその他の規則に関して、他の第三国（EU 一同盟以外の全諸国）への法令が適用される。これに関連した情報（英語）を、Webseit Marktzugangsdatenbank der EU dream で入手できる。ヨーロッパ委員会の Webseit でも、イギリスの EU 離脱（Brexit ブレグジット）準備のための関税手引きを見つけることができる。イギリス政府は、自らの Webseit でイギリスへの輸入のために、一時的に予定している関税率が公開している。

（2）輸入に際して基本的に何に注意すべきか？

輸入に際して関税規則が適用される。関連するのは、WTO 一法による第三国への EU 一同盟の関税率である。EU 一同盟は、平均 5 % の関税率である（勿論産物によって異なる関税率である）。正確な関税額は、EU 一同盟の関税データバンク（TARIC）で知ることができる。イギリスの離脱の関税法上の進展と関税手続きの更なる情報は、税の Webseit で入手できる（関税申告または関税法上の認可といったような）。

（3）どれだけの量の農産物がイギリスの離脱後 WTO-同一の関税割当額の分野において、関税優遇が導入されるのか？

EU 一同盟とイギリスは、EU 一同盟の関税額を通じて他の WTO 一加盟国への市場参入の現在の状況を維持する。EU 一同盟理事会とヨーロッパ議会は、2019 年 1 月にイギリスと残った EU 同盟国との間の、いわゆる WTO 一関税率を課すための規定を採択した。その中で例えば、肉牛一豚肉が該当する。しかし、家禽肉、卵、バター、チーズ並びに幾つかの他の産物も該当する。個別にどのような産物が該当するかは、規則の付帯条項に引用されている。

（4）保護されるべき「産地由来表示」または「地理的申告」としての表示に係る産物について、何が有効となるのか？

厳しいイギリスの EU 一離脱に際して、模倣と偽造に対して特別な保護が、該当する産物を EU 一法によって認可される。しかし、イギリスに関しては、最早有効とならない。産地表示と地理的申告の保護について、全般的に詐欺から保護される。

(5) 作物と作物からの産物をイギリスに輸出ないしイギリスから輸入したい場合、何に留意すべきか？

第三国からの作物とそれからの産物に係る植物衛生上の輸入規則が、EU 一域内に適用される。そのため、イギリスにも合意なき離脱に際して適用される。

第三国からの輸入のために適合した規則は、Webseit Julius-Kühn-Institutes で入手できる。”規則と規準— EU 域内の規定” ”植物検疫上の要求の保持”を保持し、そして適切な証明書を交付しなければならない。輸入監視は、他のヨーロッパ第三国からの産物のように、各州の植物保護業務を管轄する連邦の管轄局によって実施される。

イギリスの様々な産物種類の輸出のための情報は、Webseite britischen Regierung で入手できる。作物とその産物の輸入と輸出のための特別なヒントは、同じく Webseit でイギリス政府が挙げている。EU からのイギリスの合意なき離脱の場合の植物衛生法の改正草案は、「環境、植物そして農村の関心事」のための所管部門 (DEFRA) によって、3月末に利用可能となる。その規則には、以下の事項が含まれる

- ◎ 輸入禁止の有害生物のリスト
- ◎ 特定の植物またはその産物と一緒に禁止害虫のリスト
- ◎ 禁止されている植物とその産物のリスト
- ◎ 特定の植物とその産物の輸入に際しての要求事項リスト
- ◎ イギリスの保護地域 (ペストフリーエリア) に輸入される特定の植物とその産物に関する輸入に際しての要求事項リスト
- ◎ 植物診断書の不可欠な植物とその産物のリスト
- ◎ 輸入除外として有効な植物とその産物のリスト

DEFRA は引き続き指摘する。特定の植物とその産物の輸入前に、イギリスの植物保護業務局に伝達するための細目に、必要な規定を含んでいる。

その際、例えば特定害虫の被害のある地域の申告について取り扱う。このことは、植物健康規則の中に入っている。この通知は、2000/29/EU 指針に対応している。ヨーロッパ委員会において既にこのような通知を発したとき、イギリスについて離脱の目前に有効と認められ、そして前提となる。この時点を越えて、この点に関して新しくまたは改訂した報告が、イギリスの植物保護業務に対する国際植物保護 (IPP) コレクトセンターを通じて、直接入手可能である。申告との関連で全イギリスに関して、ただ1つの報告で十分である。スコットランドにおいて、個々の法規定が有効であるときでも。

(6) 梱包用木材（訳注・木枠）のためにどのような規則が有効か？

一般に使われている梱包用木材は、イギリスの合意なき離脱に際して、輸出でも「国際貿易における梱包用木材の規則」（ISPM15）を、満たさねばならない。これは、国際商品取引における梱包用木材の植物衛生対策のための国際標準である。梱包用木材は、認可された植物検疫上の取り扱いもまた、受けねばならない。植物衛生上の領域に関する各州の管轄当局へのコンタクトは、担当者 [Webseit des Julius- Kühn-Institutes](#) で入手できる。

(7) 木材とその製品をイギリスに輸出ないし輸入する場合、何に注意すべきか？

木材とその製品の輸出と輸入への影響は、これまでの商人の代わりに、EU 一木材取引規則（EUTR）の意味において、”市場参加者”として輸入業者が有効である。同時にこの輸入業者は、配慮義務が課せられる。これには木材の由来と種類、評価のための方法並びに木材が違法な伐採から由来するという、リスク削減のための情報義務が含まれている。

加えて第三国からの木材またはその製品の輸入業者を支援する注意義務に際して、公認の監視組織に変更を生ずる。イギリスにおいて登録されている監視組織（目下 SGS と Soil 協会）が、もはやそのように機能しない。最終的に”林業法施行統治と貿易規定（FLGET）”が改正される：2019年3月29日での終了でもって、イギリスはEUにおける木材輸入に際して、インドネシアと中期的に更なる国々のために必要である FLEGT 一認可ができない。

イギリスから EU-27 ケ国に適切な納品がさらに供給されるとき、注意義務を有する”市場参加者”として、EU 一輸入業者もまた影響下にある。2019年3月29日の終了前に、イギリスに到着した産物はイギリスによって検査され証明される。これに対応した情報（英語の）は、ヨーロッパ委員会の [Webseit](#) で見ることができる。

(8) 食料の輸入に際して何に注意すべきか？

イギリスのヨーロッパからの合意なき離脱後、イギリスは第三国になる。EU 一同盟ないしドイツに第三国から輸入され、または流通に導入される全ての食料は、安全でなければならない。この基本は、EU 一 NO178/2000 の規定に食料の安全要請として決められている。EU の多くのさらなる規定と方針は、加盟国において健康上の危険と詐欺から、を守るための統一した規準について配慮している。

このため、特に EU 規則 NO882/2004 と指針の 71718/EU の規則が挙げられる。

公的な輸入管理と公的監視に関する政策を含む規則の遵守でもって、保証ないしは国境を越えた輸入進行とその方法詳しく規定している。EU への第三国からの家畜に由来した食料の輸入へのあらゆる要請は、完全に一致している。

輸入規則は EU 一委員会の法文書によって、まず第一に第三国または第三国のある部分のリストを作成し、そこからの家畜に由来した産物の輸入を認可することを、基本に原則をおいている。

このリストに登載された第三国かどうか判断するために、該当する国における家畜感染症状況をについて、衛生上の要請保持に係る監視分野の状況、残留物質の監視分野と獣医管轄局の信頼性について、情報収集されている。家畜に由来する食料は、EU 一委員会によってリストに挙げられた第三国の経営からと認定された場合に、EU に輸入される。ドイツにおいて各州は、公的な食料監視の導入を所轄している。

その他の点では、特定の食料かどうかの判定もまた義務であり、各州の管轄当局が有効な法規定を適用する。家畜に由来する発送品の輸入は、EU 一委員会によって認可された国境管理所で実施される。ドイツ連邦食料・農業省 (BMEL) の Webseit 上でドイツの食料輸入規則の安全一章において、既により詳しい細目が挙げられている。

(9) 産物の輸入の際に商品へのラベル添付で何を注意すべきか？

食品表示のための全般規定について、EU 一規則 NO1169/2011 9 章によって、消費者情報に EU 内の所在地とともに、責任者の宛先と名前または会社名を記入する。そしてヨーロッパ同盟とイギリスとの間で、離脱前の他の規則でもって合意していることが前提である。

(10) 飼料の輸入に際して何に注意すべきか？

基本的に飼料は、イギリスからの全ての種類が他の第三国と同様に、ドイツにおいて輸入のためにそれぞれの税関に申告される。だがしかし、この原則は幾つかの飼料について制限されている。例えば、動物に由来する飼料（肉または牛乳ないし乳製品を含む）は、常に公的な獣医（国境獣医）による動物の健康上の検査義務が課せられている。第三国からの飼料は、安全でなければならない。そのため、ヨーロッパ法指針と状態、衛生そして表示について、個々の国への要求を満たさねばならない。飼料は、人間と家畜の健康に影響を及ぼしてはならない。

飼料が安全でない限り、EU に輸出されないか、またはこの飼料が例えば関税上自由な流通といった、一定の関税手続きがなされない。

(11) 生きた家畜または家畜からの産物をイギリスに輸出ないし輸入したい場合、家畜の衛生上の要請に関して特別に何に注意すべきか？

獣医法上の領域においても、合意無き離脱の場合、イギリスは第三国となる。家畜と家畜からの産物は、基本的にヨーロッパ同盟において各々の家畜に関し、いわゆる第三国リストに挙げられている国からのみ輸入される。EU 一同盟内の該当する経済関係者について、合意無き離脱の影響を和らげるために、イギリスを受入れした非常時プランの領域において、ブレジット (Brexit) の後、適切な法的手段を協定すべく、EU ー委員会の執務者が準備している。

他の第三国 (リストアップされている) への輸入に関し、イギリスからの輸入産物に対する EU 一同盟の新たな外国国境に対して、獣医監視義務が課せられる。輸入は、許可されている獣医監視義務当局への申告後に行われる。ここでは、本人確認、付随文書並びに家畜の健康状況のシステム的なコントロールを実施する。輸入検査に際して、EU ー同盟法の規準によってイギリスにおける公的獣医が、獣医法上の付随文書を作成・提出する。

イギリスの合意無き離脱の場合、イギリスに輸入される家畜とそれに由来する産物もまた、イギリスの獣医国境監視所において監視が行われる。これは第三国から由来し、そしてイギリスへヨーロッパ同盟を通じて通過する、優先的な産物に該当する。ヨーロッパ同盟に由来する家畜とその産物の送品について、当分の間補充的な輸入監視の導入を、必要としないことを通知している。さらに当分の間家畜とその産物の輸入のための、家畜衛生上の新しい義務の無いことを、イギリスに確認した。

(12) ペットを連れた旅に際して何を注意すべきか？

ヨーロッパ同盟からイギリスへの入国許可のための条件確定は、イギリスの合意無き離脱後に、イギリスの立法者に義務付けられている。そこではペット連れの入国許可について、イギリスの離脱後も、EU ー加盟国との間のイギリス滞在のための同盟法が予定され、条件に合意なしにさらに適用される。それ故に、付随文書としてペットのパスポートを携行すること。これには加盟国の権限が与えられている獣医から交付される、所有者と動物の身元確認のための申告と、狂犬病に有効なワクチン接種の証明が含まれる。さらにこのパスは、サナダムシに対する処置に関する申告も含んでいる。

このデータは、入国許可前の最低 24 時間そして最も長くて 120 時間が必要である。また入国許可の問い合わせの前に、許可されるべき輸送ルート、ないし輸送方法の情報入手を勧める。

(13) イギリスからペット連れで EU 一加盟内に入国許可のために注意すべきことはなにか？

ペットを連れて EU 一加盟国に入国許可の際に、動物の健康条件を満たさねばならない。イギリスがどのような第三国の状況（リストに挙げられているか、挙げられていないか）になっているか、EU NO576/2013 A-13 章規則による、リスト化の状況に左右される。このことは、終わるのでなくリストに挙げられていない第三国からの入国許可のための条件を、現在の状況について満たさねばならない。

(14) 漁業についてどのような影響がもたされるか？

EU 一加盟国のこれまでの漁獲割当量が維持されるのか？

そしてイギリスの海洋におけるこのこの割当量の魚を、獲ることができるのか？

現在の状況の後、加盟国の漁獲割当量は維持される。それは総認可漁獲量（TAC）において、2019 年割当量規則におけると同じく決められる。しかし、イギリスの海洋に立ち入りする自動的な法はない。そのため、EU 一漁業者のために利用できる割当量は、イギリスの離脱後 EU においてのみ、該当する割当量を利用できる。同じ状況でイギリスの漁業者は、離脱後 EU 一海域にもはや自動的に立ち入りできない。

(15) イギリスの海洋における漁業活動でどのような規則が適用されるのか？

イギリスは EU 離脱でもって第三国になるので、イギリスの海洋において EU 一漁業者の漁獲活動は、外部船団の持続的な統制について、基本的に EU NO 2017/2403 規則によって調整される。その後前提条件として、この規則の 4 章から 7 章までの規定に含まれている。EU 一加盟国は、EU 一規則 NO 2017/2403 の 16 章から 18 章による手続きに沿って、EU の船を認可する。この手続きは、EU 一委員会の事前通告を必要とする。委員会は関連している前提条件が与えられなかった場合、漁獲許可に反論する可能性を有している。更にこのため、イギリスの漁業者ライセンスが必要となる。

(16) 漁業：EU 一海洋におけるイギリスの漁獲割当量は保持されるのか？
TAC 一 2019 割当量規則は、イギリスの合意無き離脱後も EU 一同盟に関して適用できる法が残っている。これまでイギリスに割当てられた漁獲量は、他の加盟国は利用できない。同時にイギリスの漁業者が、この割当量を EU 一海洋において利用できない。また、イギリスの EU 離脱後に自動的に、EU 一海洋において利用できない。EU 一海洋への立ち入りで同じく、EU 一規則 NO2017/2403 の適用が認められる。

(17) 漁業者：イギリスとの割当量の交換は可能か？
交換可能な割当量についての細目は、まだ明らかになっていない。イギリスは EU 離脱後は第三国である。そのような割当量の交換は、EU 一委員会の食料と農業のための連邦施設を通じて処理される。

(18) イギリスの港に今後も変わらず魚の陸揚げは可能か？
イギリスの港に魚を陸揚げする可能性について、イギリスの EU 離脱後はイギリス法が適用される。イギリス船の EU 港への陸揚げの可能性は、EU 規則 NO1005/2008 の 4 章から 5 章が該当される。つまり、そのような陸揚げは決められた港のみで実施される。予め申告され、そしてさらに EU 一港国の合意が必要である。

(19) イギリスの合意無き離脱はイギリスからの魚/魚製品のドイツへの輸入にとってどのような影響があるのか？
イギリスの EU からの合意無き離脱の場合には、第三国からの輸入のように、関税手続きと関税率に関する規則が有効となる。加えてなお、EU 規則 NO1005/2008 が有効となる。それによれば第三国からの全ての輸入が、漁獲証明書を添付しなければならない。これには漁業産物由来の合法性が、証明されること。この漁獲証明書はイギリスの管轄局によって、有効と認められねばならない。漁業産物は該当する漁業維持政策でもって、意見一致のもとで生産されねばならない。

2019・4・27 訳
青森中央学院大学
中川 一徹